

## 鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正する目的

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会（以下「審議会」という。）委員の区分及び任期を改正するため。

### 2 改正する内容

- (1) 審議会委員の区分について、公募による地域代表者を公募による者とすること。  
(第3条第2項関係)
- (2) 審議会委員の任期を2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすること。  
(第3条第3項関係)

### 3 施行期日

公布の日とする。

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公募による_____者</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠委員の任期は、前任者の在任期間</u>とする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公募による<b>地域代表</b>者</p> <p>3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。</p>